

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人旭川医科大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

旭川医科大学は、医療の質の向上、地域医療への貢献、国際社会への支援などを推進するため、豊かな人間性と高い倫理観を持ち、多様な資質を有する医療職者を育成する。同時に、国際的視野に立って生命科学に関する先端的な研究を推進し、高度な研究能力を持つ研究者を育成することを目標に掲げ、学長のリーダーシップの下で「教育の強化」、「研究の強化」、「病院運営の強化」、「社会・国際貢献の強化」、「ガバナンス機能の強化」に取り組んでいる。そうした中で、旭川医科大学の学長は、常勤職員及び非常勤職員を含めた職員数約2,000名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

旭川医科大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考ええる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

〔 該当なし 〕

理事

〔 該当なし 〕

理事(非常勤)

〔 該当なし 〕

監事 (該当なし)

監事(非常勤) (該当なし)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	16,146	10,654	3,797	131 1,564 (寒冷地手当) (特例減額補填手当)			
A理事	14,102	9,030	3,218	49 131 348 1,326 (通勤手当) (寒冷地手当) (単身赴任手当) (特例減額補填手当)			
B理事	13,705	9,030	3,218	131 1,326 (寒冷地手当) (特例減額補填手当)			
C理事 (非常勤)	2,969	2,679	0	290 (特例減額補填手当)			
A監事	10,173	6,680	2,381	131 981 (寒冷地手当) (特例減額補填手当)			
B監事 (非常勤)	2,375	2,143	0	232 (特例減額補填手当)			

注:総額,各内訳について千円未満切り捨てのため,総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事D	6,530 (50,337) 千円	6 (37) 年 月	H25.6.30	-	在職期間中の業務運営等に関する評価について,本学経営協議会において審議した結果,業績勘案率の増減を行わないこととした。	
監事A	千円	年 月			該当なし	

注:理事については,役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに,括弧内に,役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人員の適正な配置と業務の効率化を図り、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするために、一般職の国家公務員の給与水準を考慮し、これに準じた給与水準を基本とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

普通昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額 (普通昇給)	昇給前1年間の勤務成績に応じ、0～8号俸の5段階の昇給区分により昇給させる。
基本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じた級へ昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定に関連して、以下の措置を講ずる事とした。

- ・実施時期:平成25年4月1日
- ・俸給表関係の措置の内容:号俸回復(31歳以上39未満の職員を最大1号俸上位に調整)
- ・実施時期:平成26年1月1日
- ・俸給表関係の措置の内容:55歳(一般職(二)にあたっては57歳)を超える職員の昇給について、勤務成績が極めて又は特に良好である職員を除き昇給停止
- ・実施時期:平成26年1月1日
- ・定年前に退職する意思を有する職員の募集、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を拡充

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 899	歳 39.5	千円 5,601	千円 4,392	千円 27	千円 1,209
事務・技術	人 143	歳 45.3	千円 5,615	千円 4,378	千円 28	千円 1,237
教育職種 (大学教員)	人 242	歳 46.9	千円 7,864	千円 6,152	千円 25	千円 1,712
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 419	歳 33.0	千円 4,427	千円 3,487	千円 28	千円 940
技能・労務職種	人 6	歳 54.3	千円 5,407	千円 4,224	千円 33	千円 1,183
医療職種 (病院医療技術職員)	人 88	歳 39.3	千円 4,957	千円 3,889	千円 24	千円 1,068
その他の医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員のその他の医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

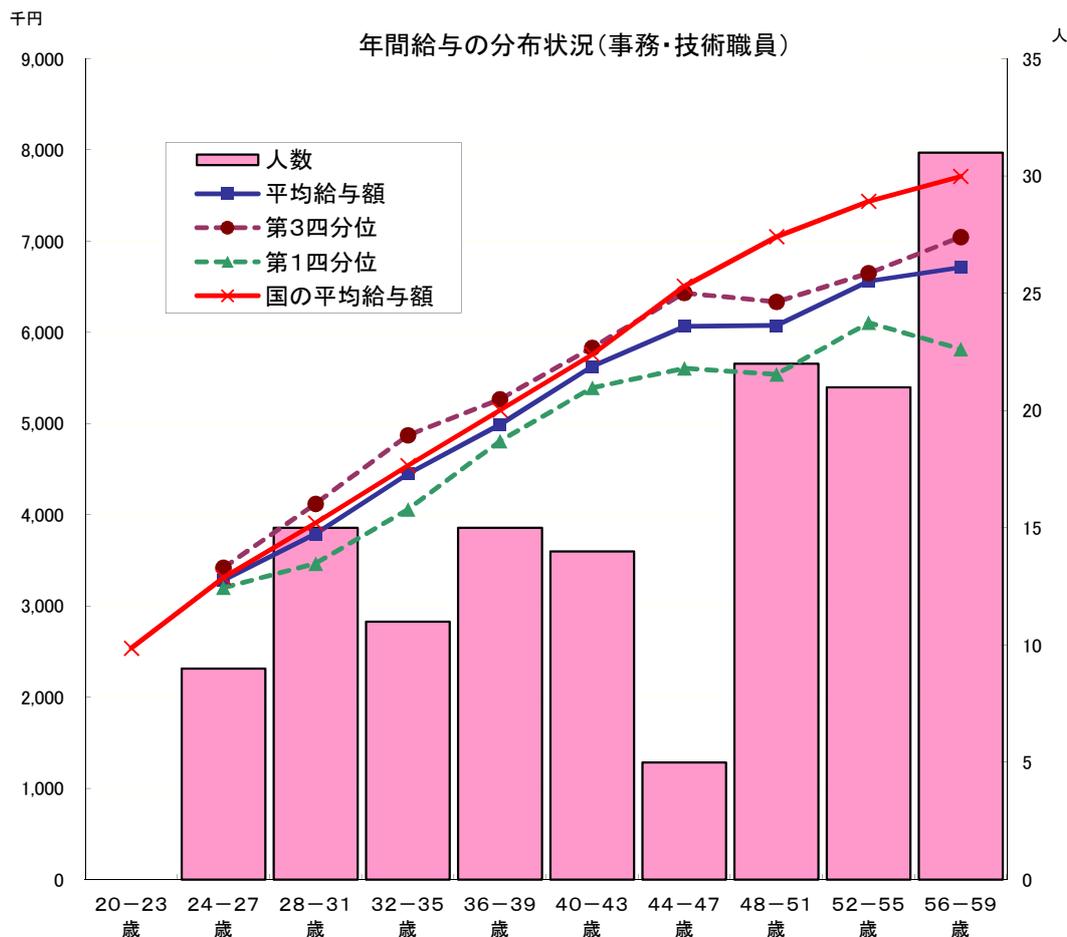
再任用職員	人 8	歳 63.6	千円 3,385	千円 2,935	千円 19	千円 450
事務・技術	人 5	歳 63.3	千円 3,496	千円 3,031	千円 16	千円 465
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注:再任用職員の医療職種(病院看護師)及び医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	81	39.6	4,413	3,386	44	1,027
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	23	36.8	3,031	2,312	51	719
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	47.3	7,635	5,978	60	1,657
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	52.1	4,904	3,639	30	1,265
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	34.7	3,122	2,379	41	743
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	30.3	3,488	2,663	27	825

非常勤職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
委託費等雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

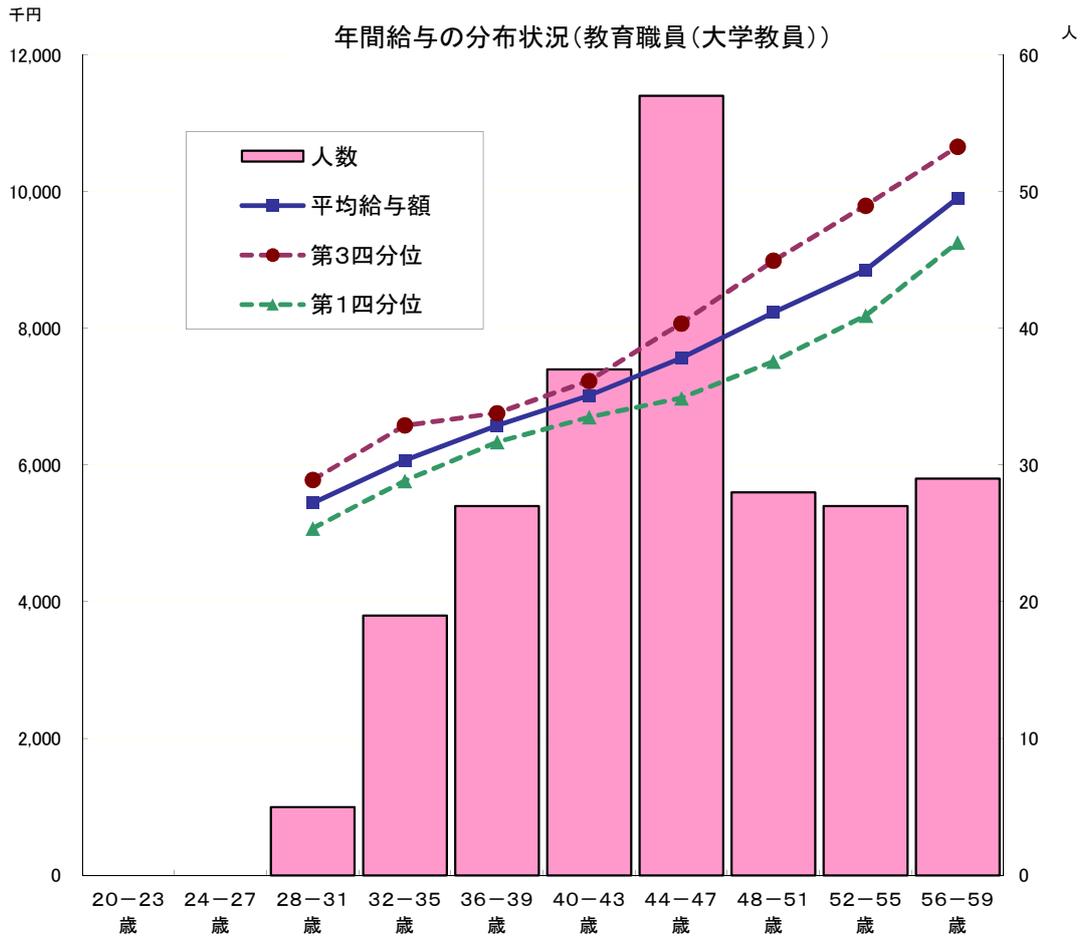


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

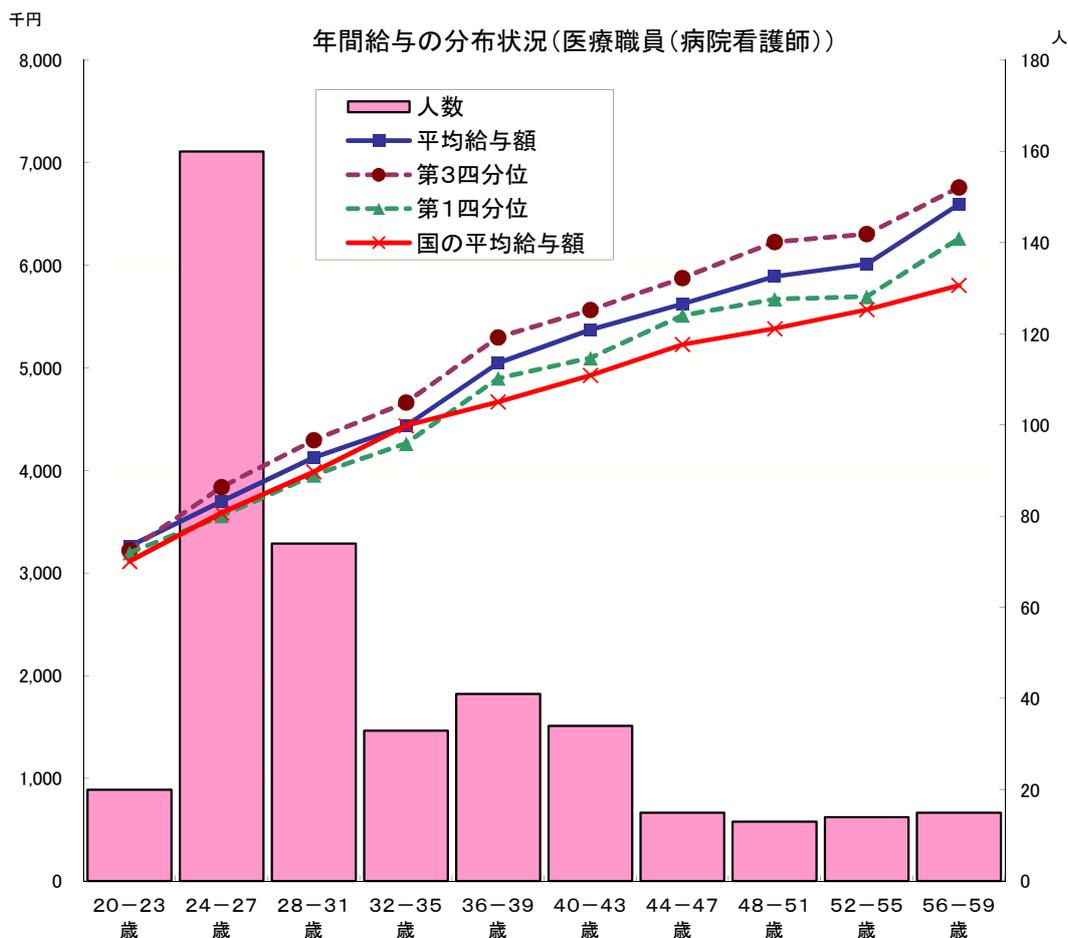
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・ 局長	1	—	—	—	—	—	—
・ 部長	2	—	—	—	—	—	—
・ 課長	10	55.6	7,259	7,737	7,737	8,274	8,274
・ 課長補佐	16	55.1	6,163	6,439	6,439	6,650	6,650
・ 係長	54	47.3	5,554	5,876	5,876	6,334	6,334
・ 主任	31	44.4	4,697	5,125	5,125	5,595	5,595
・ 係員	29	32.4	3,413	3,848	3,848	4,122	4,122

注:該当者が2人以下の職位は、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	58	56.3	9,560	9,923	10,433		
・准教授	36	51.3	7,619	8,309	8,999		
・講師	47	45.9	7,270	7,618	8,070		
・助教	101	40.5	6,298	6,576	6,947		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護部長	1	—	—	—	—
・副看護部長	4	51.8	—	6,174	—
・看護師長	28	48.4	5,674	6,072	6,395
・副看護師長	51	42.0	4,963	5,409	5,876
・看護師	335	30.1	3,649	4,063	4,296

注1: 該当者が4名以下の職位は、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位は表示していない。

注2: 「看護師」には看護師相当職である「助産師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員 (割合)	143	12 (8.4%)	25 (17.5%)	52 (36.4%)	35 (24.5%)	11 (7.7%)
年齢(最高～最低)		30～25	53～28	59～35	59～42	59～50
所定内給与年額(最高～最低)		2,794～ 2,366	4,201～ 2,693	4,656～ 3,495	5,303～ 4,523	6,082～ 4,979
年間給与額(最高～最低)		3,467～ 3,006	5,327～ 3,433	5,943～ 4,477	6,892～ 5,892	7,598～ 6,550

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長 局長	局長	局長
人員 (割合)		5 (3.5%)	2 (1.4%)	1 (0.7%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		57～51	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,958～ 5,851	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		8,766～ 7,602	～	～	～	～

注:7級及び8級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	242	該当者なし	101 (41.7%)	47 (19.4%)	36 (14.9%)	58 (24.0%)
年齢(最高～最低)		～	55～29	59～33	64～40	64～43
所定内給与年額(最高～最低)		～	6,686～ 3,390	6,744～ 4,536	7,711～ 4,863	9,789～ 5,844
年間給与額(最高～最低)		～	8,241～ 4,295	8,638～ 5,840	10,002～ 6,231	12,709～ 7,750

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	419	該当者なし	335 (80.0%)	51 (12.2%)	28 (6.7%)	4 (1.0%)	該当者なし	1 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)		～	59～23	58～30	59～38	58～45	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,551～ 2,504	5,202～ 3,249	5,177～ 3,976	5,220～ 5,053	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	5,821～ 3,191	6,651～ 4,190	6,807～ 5,208	6,759～ 6,670	～	～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	60.6	63.2	62.0
	最高～最低	51.2～33.4	47.8～30.3	49.4～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	64.4	67.2	65.9
	最高～最低	40.5～32.4	37.8～29.9	39.1～31.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	63.3	66.4	64.9
	最高～最低	45.4～32.0	43.1～29.6	44.0～31.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	63.9	66.3	65.2
	最高～最低	40.5～32.4	37.8～29.7	39.1～31.1

注:教育職員(大学教員)及び医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

対国家公務員(行政職(一))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	90.9
対他の国立大学法人等	102.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	100.2
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	105.3
対他の国立大学法人等	99.1

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い,当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては,すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として,法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい,人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.9	
	参考	地域勘案 98.6
		学歴勘案 92.0
		地域・学歴勘案 98.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 24.42% 国からの財政支出額 6,433,671,567円 支出予算の総額 26,341,000,000円 (平成25年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は24.42%となっており,累積欠損額もないことから,給与水準については適切であると考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えられる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
講ずる措置		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 105.3	
	参考	地域勘案 107.5
		学歴勘案 105.7
地域・学歴勘案 107.2		
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国の医療職俸給表(三)適用者に対し、本学病院看護師は、最終学歴が大学卒業以上の者の割合が高いこと(国3.8%、本学35.56%)、及び1級適用者(准看護師)の割合が低いこと(国10.1%、本学0%)及び新設手当による給与の増加が主な要因と考えられる。(国の数字は、人事院給与局「平成25年国家公務員給与等実態調査」による。)	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】</p> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 24.42% 国からの財政支出額 6,433,671,567円 支出予算の総額 26,341,000,000円 (平成25年度予算) <p>【検証結果】</p> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は24.42%となっており、累積欠損額もないことから、給与水準については適切であると考えられる。 <p>【主務大臣の検証結果】</p> 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考えられる。	
講ずる措置		

○教育職員(大学教員)

項目	内容
指数の状況	教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.5

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,129,429	千円 5,186,001	千円 (%) △ 56,572 (△1.1%)	千円 (%) △ 212,256 (△4.0%)
退職手当支給額 (B)	千円 406,574	千円 536,230	千円 (%) △ 129,656 (△24.2%)	千円 (%) 4,600 (1.1%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,013,747	千円 3,628,520	千円 (%) 385,227 (10.6%)	千円 (%) 1,079,609 (36.8%)
福利厚生費 (D)	千円 1,281,817	千円 1,185,213	千円 (%) 96,604 (8.2%)	千円 (%) 233,572 (22.3%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,831,567	千円 10,535,964	千円 (%) 295,603 (2.8%)	千円 (%) 1,105,525 (11.4%)

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」,「最広義人件費」について

- ・「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が1.1%減少した要因
特例法に準ずる給与減額支給措置(▲452,100千円)
(事務・技術職員:▲77,202千円, 教育職員(大学教員):▲161,973千円, 医療職員(病院看護師)及びその他の医療職種(看護師):▲166,708千円, 技能・労務職種:▲2,883千円, 医療職種(病院医療技術職員):▲37,400千円, 役員(常勤):▲5,934千円)
- ・「最広義人件費」の対前年度比が2.8%増加した要因
特例法に準ずる給与減額支給措置(▲466,965千円)
看護職員数の増加
非常勤教職員数の増加
平成24年度に新設した独自の手当による給与等の増加

②退職手当支給額の要因の分析について

- ・「退職手当支給額」の前年度比が24.2%減少した要因
「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ削減退職者数の減少

③「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役員に関する講じた措置の概要:「調整率」を,次のとおり段階的に引き下げる。
H25.1.1~H25.9.30:98/100, H25.10.1~H26.6.30:92/100, H26.7.1~87/100
- ・職員に関する講じた措置の概要:「調整率」を,次のとおり段階的に引き下げる。
H25.1.1~H25.9.30:98/100, H25.10.1~H26.6.30:92/100, H26.7.1~87/100
「調整率」は,退職理由及び勤続年数にかかわらず,全ての退職者に適用する。

IV 法人が必要と認める事項

特になし